

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
平成30年度(第4回)保安検査報告書

令和元年5月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 柏崎刈羽原子力発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	3
(1)基本検査項目	3
(2)追加検査項目	3
4. 保安検査結果	3
(1)総合評価	3
(2)検査結果	5
(3)違反事項	9
5. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

① 基本検査実施期間

自 平成31年2月25日(月)

至 平成31年3月 8日(金)

(2) 保安検査実施者

柏崎刈羽原子力規制事務所

水野 大

佐藤 末明

阿部 利扶

和田 武

黒川 武雄

百瀬 元善

瀬下 拓也

前澤 直人

福島第二原子力規制事務所

上原 壮夫

菅沼 清純

原子力規制部 実用炉監視部門

古金谷 敏之

小坂 淳彦

片岸 信一

志賀 徹也

畠山 凌輔

原子力規制部 福島第一原子力発電所事故対策室

松井 一記

元島 誠

2. 柏崎刈羽原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	110	昭和60年9月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年8月6日～) 施設定期検査期間

			(平成23年8月6日～)
2号機	110	平成2年9月	<p>運転期間 (一) 中越沖地震により停止 停止期間 (平成19年2月19日～) 施設定期検査期間 (平成19年2月19日～)</p>
3号機	110	平成5年8月	<p>運転期間 (一) 中越沖地震により停止 停止期間 (平成19年7月16日～) 施設定期検査期間 (平成19年9月19日～)</p>
4号機	110	平成6年8月	<p>運転期間 (一) 中越沖地震により停止 停止期間 (平成19年7月16日～) 施設定期検査期間 (平成20年2月11日～)</p>
5号機	110	平成2年4月	<p>運転期間 (一) 停止期間 (平成24年1月25日～) 施設定期検査期間 (平成24年1月25日～)</p>
6号機	135.6	平成8年11月	<p>運転期間 (一) 停止期間 (平成24年3月26日～) 施設定期検査期間 (平成24年3月26日～)</p>
7号機	135.6	平成9年7月	<p>運転期間 (一) 停止期間</p>

			(平成23年8月23日～) 施設定期検査期間 (平成23年8月23日～)
--	--	--	--

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の確認、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査年度計画に基づく検査項目)

- ① 予防処置の実施状況(本社検査)
- ② 保全計画に対する安全処置の実施状況
- ③ 放射性固体廃棄物管理の実施状況
- ④ 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「予防処置の実施状況(本社検査)」「保全計画に対する安全処置の実施状況」「放射性固体廃棄物管理の実施状況」及び「島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

「予防処置の実施状況(本社検査)」については、自社不適合事象の予防処置について「事故・故障情報及び耐震新知見情報処理マニュアル」に基づいて実施されていることを、保安規定第120条(記録)に定める予防処置の結果の記録の保存期間である過去5年の期間において、発電所及び本社のパフォーマンス向上会議にて予防処置の必要性の検討が「要」と判断された不適合事象288件に対して、所定の予防処置プロセスに沿って処理されているかを確認した。その結果、福島第二原子力発電所に対する第3回保安検査で確認された33件を除き、スクリーニング未実施のものは確認されなかった。

本事案については、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが不履行であったこと及び検査官に指摘されるまでの3年間、東京電力は本事案を自ら発見することができなかったことから、原子力安全に影響を及ぼし得るものであったと考えられるが、スクリーニング未実施の不適合事象と同様の事象が発生していた訳ではないことを踏まえ、本事案は「保

安規定違反(違反3)」と判断する。

「保全計画に対する安全処置の実施状況」については、保安検査期間中に実施していた「6号機D/G(C)計装品点検」及び「1号機C/A 空冷コンデンサ(B)弁及びフランジ部のリーク及び腐食に伴う保全作業」を選定し、設備保全部門が行う保全作業とその際に必要となる設備管理部門による安全処置操作が「作業管理マニュアル」に基づいて管理されていることを「クリアランスパッケージ」等により確認した。また、安全処置が必要な弁、電源盤等に対し「操作禁止タグ」、「クリアランスリスト」及び「現場」の3つが整合していることを現場抜取立会により確認した。

「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、7号機大物搬入口の解体工事で発生する廃棄物を、放射性廃棄物でない廃棄物(以下「NR」という。)として管理するために変更認可された保安規定を踏まえて「柏崎刈羽原子力発電所放射性廃棄物でない廃棄物の取扱い要領」を新たに制定していること及びその要領に従ってNR判断が行われていたことを「NRの判断の申請・承認書」等より確認した。また、過去にドラム缶の天蓋が膨れた事象を受けて、同様事象の発生のおそれがあるドラム缶を抽出して随時内容物の確認を行っていることを不適合報告書により確認するとともに、保安検査期間中に計画されていた内容物確認対象のドラム缶12本の構内運搬業務に現場立会して、ドラム缶の外観確認と線量当量率の測定等の事前確認と搬出測定及び車両への積付け等の運搬作業が「所内運搬要領」に従って実施されていることを確認した。

「島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況」については、腐食を確認した外気取入れダクトに対して、3号機、6号機、7号機で取替え作業を開始していること、他号機についても順次取替え予定であることを確認した。また、保温材の施工がなく外面結露による腐食を確認した箇所に対して保温材を設置していること、今後の内面点検の作業性向上のために点検口を追設していることを7号機の現場で確認した。保守管理方法の見直しについては、従来10年周期で保温材の上から外観点検を行っていた中央制御室バウンダリダクトのうち、①外気取入れラインは、3年周期で内面点検を行う、②外気取入れライン以外は、腐食しやすいポイントを代表選定し、保温材を取り外して外面点検又は内面点検を行う対策を実施することを確認した。

保安検査期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の確認、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると「予防処置の実施状況(本社検査)」における「福島第二原子力発電所にて確認された本社予防処置活動の不備」を除き、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断した。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① 予防処置の実施状況(本社検査)

福島第二原子力発電所に対する平成30年度第3回保安検査にて本社において自社不適合事象の一部に関して保安規定第3条(品質保証計画)8.5.3 予防処置の規定に基づく予防処置が行われていないという保安規定に抵触する疑いのある事案が認められた。本社の予防処置の検討のスクリーニングは、福島第二原子力発電所のほか、福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び本社での不適合事象を扱うことから、本社に対して予防処置の実施状況について詳細な検査を行い、保留にしていた前回事案について違反区分を確定することとし、検査を実施した。

検査の結果、自社不適合事象の予防処置について「事故・故障情報及び耐震新知見情報処理マニュアル」に基づいて実施されていることを、保安規定第120条(記録)に定める予防処置の結果の記録の保存期間である過去5年の期間(平成25年4月1日以降)において、発電所及び本社のパフォーマンス向上会議にて予防処置の必要性の検討が「要」と判断された不適合事象288件(福島第二原子力発電所:43件、福島第一原子力発電所:63件、柏崎刈羽原子力発電所:155件。本社:27件)に対して検査を行った。発生元の不適合報告書、スクリーニング会議(一次スクリーニング)にて決定した選定区分をまとめた「OE情報」「一次スクリーニング会議議事録」、パフォーマンス向上会議への回答期限、対策の基本方針を指示する二次スクリーニング会議の議事録「原子力・立地本部パフォーマンス向上会議議事録」等の内容を調査し、所定の予防処置プロセスに沿って処理されているかを確認した。

今回の検査では、福島第二原子力発電所に対する平成30年度第3回保安検査にて確認された33件を除き、スクリーニング未実施のものは確認されなかった。

本事案については、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが不履行であったこと及び検査官に指摘されるまでの3年間、東京電力は本事案を自ら発見することができなかったことから、原子力安全に影響を及ぼし得るものであったと考えられるが、スクリーニング未実施の不適合事象と同様の事象が発生していた訳ではないことを踏まえ、本事案は「保安規定違反(違反3)」と判断する。(違反の詳細については、違反事項(3)違反事項を参照)

②保全計画に対する安全処置の実施状況

設備保全部門(保全グループ等)と設備管理部門(運転グループ等)の連携に関する安全処置の不備による機器の誤作動等の不適合事象が発生していることから、設備保全部門が行う保全作業に対し設備管理部門による安全処置に必要な検討及び操作が、社内規程に従って適切に管理されているかについて、保安検査期間中に実施していた「6号機D/G(C)計装品点検」及び「1号機C/A 空冷コンデンサ(B)弁及びフランジ部のリーク及び腐食に伴う保全作業」を選定し検査を実施した。

検査の結果、保全作業を管理するため、点検対象の個別機器に対して点検内容、設備図書、安全処置箇所等を関連付けたWO(Work Order)、点検作業(機器種別)毎にWOをグループ化したWP(Work Package)、点検作業に際して必要となる弁の開

閉、電源切り等の安全処置を定めたCP(Clearance Package)を定義し、それらの組み合わせ(1～5号機及び廃棄物処理施設ではWO/CP、6及び7号機ではWP/CP)による管理を行うことを「作業管理マニュアル」により確認した。なお、WO/CP管理においては、WOを機器種別ではなく、系統などの機能によりグループ化したFEG(Function Equipment Group)により管理するものとしており、6及び7号機も将来的にはこれに移行する方針である旨聴取した。

「6号機D/G(C)計装品点検」においては、WP/CP管理として、計測制御グループ(設備保全部門)がWPを作成し、6/7号機当直(設備管理部門)がこのWPに対応するCPを作成及び妥当性を審査した上で6/7号機当直長が承認していることを「クリアランスパッケージ」により確認した。安全処置の実施については、「特別な保全計画」に基づき点検する弁、電源盤等に対し「操作禁止タグ」「クリアランスリスト」及び「現場」の3つが整合していることを燃料移送ポンプ(C)からD/G(C)までのラインの弁及び電源盤を現場抜取立会にて確認した。また、6号機当直がバウンダリとなる弁、電源、インターロック除外等の安全処置を「6号機CP操作手順書」に基づき実施した後、計測制御グループ(監理員)へ連絡することで当該点検を許可していることを「CP安全処置通知書(6号機)」により確認した。バウンダリ内の弁の安全処置については、点検許可を得た計測制御グループ(監理員)が実施し、点検開始の連絡については、安全処置完了後、計測制御グループ(監理員)から6号機当直(主機操作員)へ電話又は口頭で連絡することで、点検開始の旨伝えていることを聴取した。

「1号機C/A 空冷コンデンサ(B)弁及びフランジ部のリーク及び腐食に伴う保全作業」においては、WO/CP管理により、原子炉グループ(設備保全部門)がWOを作成し、1号機当直(設備管理部門)がこのWOに対応するCPを作成及び妥当性を審査した上で1号機当直長が承認していることを「当直クリアランス」により確認した。安全処置の実施については、リーク及び腐食のあった弁及び配管を交換するために必要な弁、電源盤等に対し「操作禁止タグ」「クリアランスリスト」及び「現場」の3つが整合していることを中央制御室、空冷コンデンサから油分離器までのラインの弁及び電源盤を現場抜取立会にて確認した。また、1号機当直が電源、インターロック除外等の安全処置を「1号機CP作業操作手順」に基づき実施した後、原子炉グループ(監理員)へ連絡することで当該工事の作業を許可していることを「実施計画承認書」及び「1号機クリアランス(CL)通知書」により確認した。バウンダリ内の弁の安全処置については、作業許可を得た原子炉グループ(監理員)が実施し、作業開始の連絡については、安全処置完了後、原子炉グループ(監理員)から1号機当直(主機操作員)へ電話又は口頭で連絡することで、点検開始の旨伝えていることを聴取した。

安全処置の不備による機器の誤作動等に関連する不適合の処置状況については、平成30年1月15日に発生した「3号機 P/C 3D-2受電遮断器トリップコイル焼損による保全作業依頼」を選定し確認した。

本事象の原因は、遮断器リンク機構部への注油が長期間行われなかったことで同

機構の潤滑剤が劣化したことから遮断器が動作不良となり、トリップコイルに電流が流れ続けたと推定している。加えて、P/Cを停止させるために手順を変えて実施した上流側M/Cの遮断機の開放(当直からの問い合わせに対し電気機器グループが回答)について、この操作をすることでトリップ回路が形成され、連続通電が起き、トリップコイルが焼損する恐れがあることを把握していなかったとしている。

この処置状況については、不適合処置(遮断器の交換)は実施済みであること、是正処置としては、長期間動作確認をしていない遮断器について、注油を計画すること(平成30年8月に完了)、通常の操作と異なる場合等当直からの問い合わせには担当者による展開接続図や設備の取扱説明書等の図書の確認だけでなく、上位職(TL)の確認を得た上で回答するなどの対策を講じることを「不適合報告書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

③放射性固体廃棄物管理の実施状況

管理区域内で発生する放射性固体廃棄物が、定められた方法に従って適切に処理・貯蔵されていることを確認することとし検査を実施した。

7号機大物搬入口の解体工事で発生する廃棄物をNRとして管理するために、平成30年9月19日に変更認可された保安規定第87条の2(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)を受け「柏崎刈羽原子力発電所放射性廃棄物でない廃棄物の取扱い要領」を新規制定したことを確認した。7号機大物搬入口をNRとして判断するにあたり、使用履歴、設置状況の記録により放射性物質による汚染がないことの確認に加え、床面の一部に放射性物質が確認されたことから、部位の特定・分離及び念のための放射能測定が実施されていることを「7号機大物搬入建屋における放射性物質による汚染状況の事前調査報告書」「7号機大物搬入建屋における試料のサンプリング位置について(指示)」「7号機R/B大物搬出入口クリーンエリア維持確認サーベイ記録」等の記録により確認した。さらにNR判断の申請と承認が適切に実施されたことを「NRの判断の申請・承認書」及び「NRの判断のための記録リスト」(13項目)により確認した。

NRと判断された7号機大物搬入口の管理区域解除に伴い、付属のITV点検架台や屋内消火栓等の金属部分が分離され「念のための放射線測定評価実施済表示」を貼付の上で5号機タービン建屋大物搬入口付近に仮置されていること、また、床面や壁面の研削によりNRと分離されたコンクリート粉の廃棄物が「柏崎刈羽原子力発電所放射性固体廃棄物管理要領」に従って「廃棄物標示」を貼付した収納袋に納め、管理区域内仮設集積場所のドラム缶内に収納・仮置きされていることを「雑固体廃棄物処理作業報告書」「管理区域内廃棄物移動実績表」「仮設集積場所パトロール結果報告書」等の記録及び現場立会により確認した。

一方、過去にドラム缶の天蓋に膨れが確認された事象の原因が、乾ききらなかった塗料からの溶剤揮発であったことから、塗料片の混在が疑われるドラム缶や微生物によるメタンガスの発生、水分の混入による腐食の可能性など、ドラム缶の健全性を劣化させる要因を廃棄体データ管理システムのデータベースから検索し、対象となった約600本のドラム缶について、随時内容物の確認やドラム缶の健全性評価を行っていることを「不適合報告書」により確認した。保安検査期間中に内容物確認対象のドラム缶12本の構内運搬(固体廃棄物貯蔵庫～4号機原子炉補助建屋)が実施されたことから、現場立会によりクレーンで吊り上げたドラム缶の底面を含む外観確認、線量当量率の測定等の事前確認、搬出測定及び車両への積付け等の運搬作業が「KK-固体廃棄物管理業務(ドラム缶運搬・貯蔵庫管理業務)(平成29年度～平成31年度)委託 所内運搬要領」に従って適切に実施されていることを確認した。

また、固体廃棄物貯蔵庫1棟地下1階の高線量エリアの巡視に同行して「KK-固体廃棄物管理業務(ドラム缶運搬・貯蔵庫管理業務)(平成29年度～平成31年度)委託 作業手順書」に従って巡視業務が適切に実施されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

④島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況

「中央制御室空調換気系ダクト等の点検調査について(平成29年1月18日)」を受けた点検調査の結果、柏崎刈羽原子力発電所において確認されたダクトの腐食事象に対する補修工事及び保守管理の見直しの実施状況について確認することとした。

検査の結果、腐食を確認した外気取入れダクトについては、3号機、6号機、7号機で取替え作業を開始していること、他号機についても順次取替え予定であることを「中操換気空調系ダクト他修理工事工程表」及び聴取により確認した。また、保温材の施工がなく外面結露による腐食を確認した箇所に対して保温材を設置していること、今後の内面点検の作業性向上のために点検口を追設していることを7号機の現場で確認した。なお、既存のダクトには耐食性に優れた亜鉛メッキ鋼板、ガルバニウム鋼板、防錆塗装を施した炭素鋼鋼板を使用していることから、取替え品についても同様の仕様としていることを「7号機換気空調系コントロール建屋2階 ダクト施工図」及び聴取により確認した。

保守管理方法の見直しについては、従来10年周期で保温材の上から外観点検を行っていた中央制御室バウンダリダクトのうち、

- ①外気取入れラインは、3年周期で内面点検を行う
- ②外気取入れライン以外は、腐食しやすいポイントを代表選定し、保温材を取り外して外面点検又は内面点検を行う

という対策を実施することを「中央制御室換気空調系ダクトの腐食原因及び当社プラントにおける今後の対応について」（平成30年6月29日）、「影響評価対応 中央制御室空調換気系ダクト腐食について」により確認した。

上記対策については、平成30年度中に保全計画の見直し評価を行い、ダクトの取替えが完了した号機から順次適用する予定であることを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

(3)違反事項

○事象の詳細

福島第二原子力発電所に対する平成30年度第3回保安検査では、平成29年度及び平成30年度上期に福島第二原子力発電所にて発生した不適合事象に対して予防処置の必要性の検討「要」となったものを、抽出した4件の予防処置の状況について確認したところ、予防処置の必要性の検討するスクリーニングが実施されていない状況が確認された。

さらに福島第二原子力発電所、福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び本社において発生した、予防処置の必要性の検討「要」と判定された不適合事象について過去3年間を調査した結果、スクリーニング対象182件の不適合事象に対して、福島第二原子力発電所(4件)、福島第一原子力発電所(5件)、柏崎刈羽原子力発電所(17件)、本社(7件)の合計33件が機械処理システムに未登録で、予防処置の必要性を検討するスクリーニングが未実施であることが確認された。

本事象を鑑み、第4回保安検査において本社に対して、自社不適合の予防処置について過去5年の期間において、予防処置の必要性の検討が「要」と判断された不適合事象288件(福島第二原子力発電所:43件、福島第一原子力発電所:63件、柏崎刈羽原子力発電所:155件、本社:27件)に対して、予防処置を検討するスクリーニングから予防処置の有効性評価を実施した「有効性レビュー」及び予防処置活動をレビューした「四半期報告」等の一連の記録を確認したが、第3回保安検査にて確認された上記33件を除き、スクリーニング未実施のものは確認されなかった。

○保安活動の問題点

今回の事象は、各店所において予防処置の必要性の検討が「要」となった不適合を本社においてスクリーニングが実施されない状況にあることに対して、機械処理システムに未登録のため組織として検知できず、自社の不適合に対する予防処置の活動が実施されない状況が継続されていた。本社の品質・安全評価 G は、福島第一、福島第二、柏崎刈羽の原子力発電所及び本社部門の安全・品質の管理を行う部門であり、その統括部門で事業者全体に関わる改善活動において、予防処置対象事案の抽出漏れが発生した。また、確認された事業者の予防処置の実施状況において、MS-1クラスの機器(7件)を対象とする案件を含め、機器のグレードに関わらず予防処置プロセスから抜ける状況にあった。

○品質保証による判定と事業者の改善策

今回の保安検査では、東京電力の予防処置プロセスについて、以下の問題点を確認した。

- ・ 東京電力における予防処置を含む不適合管理のシステムが複雑に構成されており、各原子力発電所等から連絡された不適合事象のシステムへの登録が本社担当者の手作業により行われていたことから、33件については登録忘れによりそれ以降の予防処置プロセスでの処理がなされていなかった。
- ・ 本社システムの登録作業手順や登録漏れの確認手順がマニュアルとして規定されていなかった。そのため、予防処置の登録漏れが生じ、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが十分に機能しない状態となっていた。

これは、予防処置プロセスの不履行であり、品質マネジメントシステムの欠陥にあたりと判断される。

本事案については、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが不履行であったこと及び検査官に指摘されるまでの3年間、東京電力は本事案を自ら発見することができなかったことから、原子力安全に影響を及ぼし得るものであったと考えられる。したがって、本事案は保安規定違反の判定基準「Ⅲ品質保証」に基づき、「保安規定違反(違反2)又は(違反3)」に該当すると考えられるが、スクリーニング未実施の不適合事象と同様の事象が発生していた訳ではないことを踏まえ、本事案は「保安規定違反(違反3)」と判断する。

事業者は、

- ・ 発電所パフォーマンス向上会議事務局は、パフォーマンス向上会議にて予防処置の必要性の検討「要」と判断された結果を本社品質・安全評価 G に連絡(メール等)する。本社品質・安全評価 G は連絡を受けた時点で、是正処置計画の立案にかかわらず、速やかにスクリーニング対象として機械処理システムへ登録し、予防処置の必要性の検討対象とする。
- ・ 効果的なモニタリングが実施できていないことの対策として、定期的(月間・四半期等)に機械処理システムへの登録状況について確認する仕組みをつくり、モニタリングを強化する。

等の対策を検討していることから、今後の保安検査等において引き続き確認を行うこととする。

5. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	号 機	2月25日(月)	2月26日(火)	2月27日(水)	2月28日(木)	3月1日(金)	3月2日(土)	3月3日(日)
午前	(1, 2号) (3, 4号) (5号) (6/7号)	●初回会議 ●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視	●検査前会議 ●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視 ○保全計画に対する安全処置の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視 ○保全計画に対する安全処置の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視 ○放射性固体廃棄物管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視 ○放射性固体廃棄物管理の実施状況		
午後	(1, 2号) (3, 4号) (5号) (6/7号)	○保全計画に対する安全処置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保全計画に対する安全処置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保全計画に対する安全処置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○放射性固体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○放射性固体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議		●中央制御室巡視
勤務 時間外	(1, 2号) (3, 4号)(5号) (6/7号)							

○:基本検査項目 ◎:保安検査年度計画に基づく検査項目 ★:追加検査 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月 日	号 機	3月4日(月)	3月5日(火)	3月6日(水)	3月7日(木)	3月8日(金)		
午 前	(1, 2号)	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議		
	(3, 4号) (5号) (6/7号)	●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視	●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視 ○予防処置の実施状況(本社検査)	●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視 ○島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況	●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視 ○放射性固体廃棄物管理の実施状況	●運転管理状況の確認 ●中央制御室巡視		
午 後	(1, 2号)	●原子炉施設巡視	●原子炉施設巡視	●原子炉施設巡視		●チーム会議		
	(3, 4号) (5号) (6/7号)	○予防処置の実施状況(本社検査) ○放射性固体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○予防処置の実施状況(本社検査) ○放射性固体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●まとめ会議 ●最終会議		
勤務 時間外	(1, 2号) (3, 4号)(5号) (6/7号)							

○:基本検査項目 ◎:保安検査年度計画に基づく検査項目 ★:追加検査 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等